

議会改革推進委員会
議会基本条例検討部会報告書

平成22年12月10日

広島県議会

1 検討事項

議会改革推進委員会から議会基本条例検討部会に検討を依頼された事項は、次のとおりである。

- (1) 議会基本条例に盛り込むべき項目に関する事項
- (2) 議会基本条例の文案の作成に関する事項

2 検討結果

平成22年1月19日の立ち上げ後、13回に及ぶ協議・検討（資料1参照）の結果、別紙のとおり、広島県議会基本条例（案）を取りまとめた。

この間、10月5日には、条例（素案）を取りまとめ、議会改革推進委員会に報告するとともに、10月20日から2週間、パブリックコメントを実施し、条例（案）の取りまとめに反映した。

条例の構成については、広島県議会における課題等を踏まえ、基本的な項目を盛り込んだ、簡素で、県民にわかりやすいものとし、条文については、できる限り平易な表現に努めた。

なお、条例の施行を踏まえ、今後検討すべき事項について列記した。

(1) 広島県議会における課題等

議会や議員のあり方、議会と知事等（執行部）との関係、議会と県民との関係等について、課題等を検討・整理した。

条例（案）の中で対応した主な項目は次のとおりである。

- ① 議会や議員のあり方
 - ・ 政策立案に対する積極的な取組
 - ・ 諮問機関の設置
 - ・ 議員活動における自立性・主体性の確保
 - ・ 会派のあり方
 - ・ 議員（委員）間討議の実施
- ② 議会と知事等（執行部）との関係
 - ・ 議案や予算に関する説明の充実
 - ・ 本会議における一問一答方式の導入
 - ・ 知事等による質問の趣旨確認
- ③ 議会と県民との関係
 - ・ 議会への県民の参画（県民意見の汲み上げ）
 - ・ 公聴会・参考人制度の活用
 - ・ 請願者からの意見聴取
 - ・ 採決態度の公表
- ④ その他
 - ・ 議会事務局の機能の強化

(2) 議会基本条例の構成と条文

前文と本則で構成し、本則には、条例の目的など基本的な考え方、議会や議員のあり方、議会と知事等との関係、議会と県民との関係、その他特記事項を盛り込むこととし、9つの章立てとした。

本則は必要事項を簡潔にまとめ、23の条で構成することとした。

条文については、できる限り平易な表現に努め、38の条項から成る文案とした。

○ 全体構成 ～前文と9章から成る本則、本則は23条で構成

大項目	章		条	
	No.	[名 称]	No.	[見 出 し]
・ 基本的な考え方	1	総則	1	目的
			2	基本理念
・ 議会や議員のあり方	2	議会の役割と機能	3	議会の使命
			4	議会の役割
			5	議会機能の充実
	3	議員活動	6	議員の責務
			7	議員活動と役割
			8	会派
			9	政務調査費
	4	議会運営	10	議会運営の原則
			11	委員会
	・ 議会と知事等との関係	5	知事等との関係	12
13				議会への説明等
14				質問等の充実
15				知事等による確認
・ 議会と県民との関係	6	県民との関係	16	県民と議会の関係
			17	広聴及び広報
			18	会議の公開等
・ その他特記事項	7	政治倫理	19	政治倫理
	8	議会改革	20	議会改革の推進
21			議会事務局	
(基本的な考え方)	9	補則	22	他の条例との関係
			23	条例の見直し

(3) 議会基本条例の施行を踏まえ、今後検討すべき事項

【第5条 議会機能の充実】関係

- ・附属機関としての調査・諮問機関のあり方

【第8条 会派】関係

- ・会派間調整のあり方

【第10条 議会運営の原則】関係

- ・議員間討議のテーマや方法等

【第13条 議会への説明等】関係

- ・いわゆる「基本計画議決条例」の制定

【第16条 県民と議会の関係】関係

- ・県民が議会活動に参画する機会の確保のための具体的な方法等
- ・請願者等の意見陳述についての実施方法等

【第18条 会議の公開等】関係

- ・議員の採決態度の公表方法等
- ・採決方法のあり方

3 パブリックコメントの実施結果

平成22年10月20日～11月3日の間、条例（素案）についてパブリックコメントを実施した結果、2人の県民から8件の意見が提案された。

これらの意見に対する本県議会としての考え方を資料2のように整理し、条例（素案）のとおり、条例（案）として確定することとした。

4 議会基本条例の施行とは別途に検討すべき課題等

本県議会における課題等について検討する際に各委員から出された意見や本部会に寄せられた意見の中で、条例（案）に反映できなかったものについて、今後の参考とするために整理したものである。

① 議会や議員のあり方

〔議会全般〕

- ・意見書に関する協議・検討や採択のあり方

〔議員活動〕

- ・議会運営における少数会派の位置づけ

〔議会運営〕

- ・本会議における討論の実施
- ・会期の見直し（長期化）
- ・委員会における審議時間の充実
- ・予算特別委員会や決算特別委員会のあり方（常任委員会化）

② 議会と知事等（執行部）との関係

- ・議決事件の追加

③ 議会と県民との関係

- ・陳情の取り扱い方
- ・委員会における傍聴の充実

広島県議会基本条例（案）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の役割と機能（第3条～第5条）
- 第3章 議員活動（第6条～第9条）
- 第4章 議会運営（第10条・第11条）
- 第5章 知事等との関係（第12条～第15条）
- 第6章 県民との関係（第16条～第18条）
- 第7章 政治倫理（第19条）
- 第8章 議会改革（第20条・第21条）
- 第9章 補則（第22条・第23条）

附則

地方分権改革の進展により地方公共団体を取り巻く環境が大きく変わりつつある今日、真の地方自治を確立するためには、地方公共団体の自主性や自立性をより一層高める必要があり、地方議会の果たすべき役割は極めて大きい。

こうした中、本県議会は、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を発揮しつつ、政策の立案や提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として県民にわかりやすい議論を尽くし、県民の視点で行動する、県民に開かれた議会を目指していく決意である。

本県議会においては、これまでさまざまな自己改革を進めてきたが、国と地方の関係を大胆に見直そうとする地方分権改革に対応していくためには、さらなる抜本的な議会改革が不可避である。

このため、本県議会は、議会の基本理念、議会の役割と機能、議員の責務等をあらためて明らかにするとともに、議会と知事等との関係においては、国政との違いを踏まえ、お互いがよりよい県政の実現に向けて切磋琢磨^{せつさたくま}していく真の二代表制を打ち立て、さらに、議会と県民との関係においては、説明責任を果たしながら県民の意思を適切に県政に反映していくことに取り組み、もって、分権型社会の実現に向けた気概のある議会の確立を図るものである。

ここに、本県議会は、県民の負託にこたえ、県民に信頼される議会を構築するため、議会改革をさらに推し進めることを誓い、地方分権を先導していく議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、広島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の基本理念を定め、その実現を図るため、議会の役割、広島県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議会運営の原則等を明らかにし、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県

勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会の役割と機能

(議会の使命)

第3条 議会は、県民の意思を代表する議員の議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に反映させることを使命とする。

(議会の役割)

第4条 議会は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
- (2) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 議員提案による条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 県政に関する調査を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。
- (6) 決議、意見書等により、国等に意見表明を行うこと。

(議会機能の充実)

第5条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査又は諮問のための機関を設置することができる。

第3章 議員活動

(議員の責務)

第6条 議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。

2 議員は、議会の構成員として議会活動を担う責務を有する。

(議員活動と役割)

第7条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県政に関する県民の意思の把握に努めること。
- (2) 県政の課題及び政策に関する情報収集に努めること。
- (3) 議員としての資質の向上を図るため、自己研さんに努めること。
- (4) 自らの議会活動について、県民への説明に努めること。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、必要に応じて、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政に関する県民の意思の把握、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びに所属議員の議会活動に必要な研修等を行うよう努めるものとする。

(政務調査費)

第9条 会派は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識したうえ、調査研究並びに広聴及び広報に資するため、政務調査費の交付を受けるものとする。

2 政務調査費の交付については、別に条例の定めるところによる。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第10条 議会は、透明性及び公正性を確保し、県民に開かれた運営を行うものとする。

2 議会は、合議制の機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。

(委員会)

第11条 議会は、常任委員会を、県政の課題に対応して積極的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 議会は、特別委員会を、県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

第5章 知事等との関係

(知事等との関係の原則)

第12条 議会は、二代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事等との互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

(議会への説明等)

第13条 議会は、知事等が予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、知事等に対し、その内容の説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

(質問等の充実)

第14条 議員は、議場で質問及び質疑を行うに当たっては、一括質問、一問一答等の方式により、県民に論点を明らかにするよう努めるものとする。

(知事等による確認)

第15条 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問及び質疑の趣旨を確認することができる。

第6章 県民との関係

(県民と議会の関係)

第16条 議会は、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を、県民の政策提案ととらえ、必要と認める場合、県民の意見を聴く機会を設けることができる。

(広聴及び広報)

第17条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広聴及び広報に努めるものとする。

2 会派及び議員は、議会活動に関して積極的な広聴及び広報に努めるものとする。

(会議の公開等)

第18条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、本会議及び委員会を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を速やかに公表するよう努めるものとする。

2 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、別に条例で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第19条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、品位を保持するよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例の定めるところによる。

第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第20条 議会は、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進委員会を設置する。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第22条 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第23条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料1】

○議会基本条例検討部会（平成22年1月19日設置）の開催状況等

回数	開催日	協議内容等
第1回	平成22年1月19日（火）	今後の協議の進め方
第2回	平成22年2月17日（水）	広島県議会の現状点検（見直し課題）
（講演会）	平成22年3月2日（火）	講師：東京大学名誉教授 大森 彌 氏 演題：「地方議会改革の新展開」
第3回	平成22年3月15日（月）	広島県議会の現状点検（見直し課題）
第4回	平成22年4月19日（月）	広島県議会の見直し課題の取扱い
第5回	平成22年5月19日（水）	議会基本条例の構成案
第6回	平成22年6月10日（木）	議会基本条例の構成案
第7回	平成22年7月16日（金）	議会基本条例（素案）
第8回	平成22年8月19日（木）	議会基本条例（素案）
第9回	平成22年9月17日（金）	議会基本条例（素案）〔修正案〕
第10回	平成22年10月5日（火）	部会中間報告（案）
第11回	平成22年10月19日（火）	パブリックコメントの実施要領
第12回	平成22年11月19日（金）	パブリックコメントの実施結果
第13回	平成22年12月8日（水）	部会報告（案）

【資料2】

○パブリックコメントの実施結果

区分	意見の内容	意見に対する考え方
1	① 県民に対する議会の説明責任を明文化する。 (修正案) 第4条(議会の役割)において、「説明責任」を明記する。	前文で議会の説明責任について言及しており、第4条では具体的な行為を規定している。
2	② 議会の意見集約の手法を幅広く規定する。 (修正案) 第3条(議会の使命)において、「議会活動」を「議会活動等」に改める。	第17条(広聴及び広報)において、議会による広聴について規定しており、提案の趣旨を踏まえ、積極的な広聴に努める。
	③ 議会及び議員から知事等への働きかけを公表する。 (修正案) 第12条(知事等との関係の原則)に、次の一項を加える。 2 議会及び議員は、非公開の場における知事等の働きかけを行う場合は、文書により行い、これを公表しなければならない。	提案の趣旨を踏まえ、さらなる議会改革に取り組んでいく。
	④ 議場での質問及び質疑は一問一答形式を基本とし、関連する質問のみ一括して質問することができるものとする。 (修正案) 第14条(質問等の充実)を次のように改める。 議員は、議場で質問及び質疑を行うに当たっては、争点を明確にするため、一問一答方式で行う。ただし、関連する質問については、一括して行うこともできるものとする。	質問や質疑の具体的な方法については、論点が明らかになるよう努める。
	⑤ 議場での議員からの質問及び質疑に対して、知事等が質問や意見を自由に述べられるようにする。 (修正案) 第15条(知事等による確認)を次のように改める。 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長長の許可を得て、質問を行ない又は意見を述べることができる。	提案の趣旨を踏まえ、議論の活発化に努める。
	⑥ 県民の議会活動への参加の機会の確保のために、議会活動の祝祭日等の実施や、情報通信技術の活用を努めることとする。 (修正案) 第16条(県民と議会の関係)を次のように改める。 議会は、県民が議会活動に参画する機会を確保するため、情報通信技術の活用や、議会活動日時の設定等、不断の努力を行うこと。	県民の議会活動に参加する機会を確保する方法等について、今後検討する。
	⑦ 議案等に対する賛否の公開の義務付けと、質問要旨の事前公表を行う。 (修正案) 第18条(会議の公開等)第1項を次のように改める。 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、本会議及び委員会を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を即日公表する。 また、本会議及び委員会における質問等については、その要旨を前日迄に公表する。	議案等に対する議員の賛否の公表方法等について、今後検討する。
	⑧ 議会改革に関するその他の意見 ・HPで、本会議毎の提出議案を全て公開し、各議員の賛否を併せて公開する。 ・これまでの改革について、HPで紹介する。 ・各条文の趣旨がより明確になるように、逐条解説を公開する。 ・委員会を随時開けるよう通年議会とし、3、6、9、12月を定例会議とし、その他の期間は必要に応じて審議を行い、それ以外の期間を休会とする。 ・HPで、採択されなかった請願についても公開する。	提案の趣旨を踏まえ、さらなる議会改革に取り組んでいく。

【参考】

○他の都道府県における議会基本条例の制定状況

都道府県名	施行年月日
三重県	平成18年12月26日
福島県	平成20年7月11日
岩手県	平成20年12月12日
神奈川県	平成20年12月26日
大阪府	平成21年3月27日
大分県	平成21年3月30日
宮城県	平成21年6月26日
北海道	平成21年7月10日
長野県	平成21年10月15日
高知県	平成21年11月30日
石川県	平成22年6月28日
鹿児島県	平成22年9月21日

議会改革推進委員会 議会基本条例検討部会 委員名簿

会 派 名	氏 名	備 考
自由民主党広島県議会刷新議員会・県民会議	平 浩 介	部会長
	中 村 道 徳	
広島県議会民主県政会	渡 壁 正 徳	
	東 保 幸	
自由民主党広島県議会議員会	天 満 祥 典	
	森 川 家 忠	
自由民主党広島県議会広志議員会・ フォーラム広島	門 田 峻 徳	
公明党広島県議会議員団	安 木 和 男	